

京都府緊急事態措置協力金負担金について

令和3年1月13日に緊急事態宣言が発令され、京都府より府内の飲食店等に営業時間の短縮等が要請されたことに伴い、時短要請に協力いただいた企業等に対し、京都府が支給する「京都府緊急事態措置協力金」における市負担金について、下記のとおり予定しております。

記

1. 京都府緊急事態措置協力金の概要

主な対象施設	飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等及びバー、カラオケボックス等で飲食店営業許可を受けている遊興施設
時短要請期間	令和3年1月14日（木）から2月7日（日）の25日間 ※準備の都合等特別な事情がある場合でも、遅くとも1月18日（月）から開始すること
時短要請内容	午前5時から午後8時までの営業を要請 ※ただし、酒類の提供は午前11時から午後7時まで
支給額	1施設（店舗）につき、時短営業した日数×6万円 ※定休日等の店休日は、協力金の対象外
受付開始時期	京都府において、2月8日（月）以降に開始予定
留意点	・遅くとも令和3年1月18日（月）午前0時から令和3年2月7日（日）24時まで、定休日等の店休日を除く、全ての営業日において、連続して時短要請に応じていることが必要 ・1月18日（月）以降、時短要請対象事業所を対象に、府等による夜間巡回調査が行われる予定

2. 対象施設数 626施設

【内訳】飲食店：509＋バー等：65＋遊興施設等52

（H28経済センサスより）

3. 市負担金予算額 65,000千円

【内訳】協力金分：4千円*×25日間×626施設＝62,600千円

事務費分：2,400千円

※1施設（店舗）あたり6万円／日の負担内訳

①8割 : 国負担 = 48,000円

②2割×2/3 : 府負担分 = 8,000円

③2割×1/3 : 市負担分 = 4,000円